

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(業務時間及び休業日)</p> <p>第4条 <u>あしや温泉の施設の業務時間及び休業日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>業務時間</u></p> <p>ア <u>温浴施設 午後2時から午後11時まで</u></p> <p>イ <u>駐車場 午前11時から午後11時まで</u></p> <p>ウ <u>給湯場 午前11時から午後7時まで</u></p> <p>エ <u>足湯 午前11時から日没まで</u></p> <p>(2) <u>休業日</u></p> <p>ア <u>火曜日、第1水曜日及び第3水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</u></p> <p>イ <u>1月1日から1月3日までの日(アに掲げる日を除く。)</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、同項に規定する業務時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。</u></p> <p>(<u>駐車場使用料</u>)</p> <p>第5条の2 <u>駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分までごとに100円とする。ただし、温浴施設の利用者にあつては最初の1時間30分以内、足湯の利用者にあつては最初の30分以内は無料とする。</u></p> <p>2 <u>市長は、特に必要と認めるときは、駐車場の使用料の全部又は一部を免除することができる。</u></p>	<p>(管理)</p> <p>第4条 <u>あしや温泉は、市長が管理する。</u></p>

改正案	現 行
<p>(入浴料等の還付)</p> <p>第5条の3 <u>既納の入浴料及び駐車場使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(入場の制限)</p> <p>第6条 <u>市長は、あしや温泉を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>酩酊していると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>あしや温泉内を著しく不潔にし、公衆衛生に害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>発火、引火又は爆発のおそれのある危険物をあしや温泉に持ち込むおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(市の免責)</p> <p>第8条 <u>市は、あしや温泉内において生じた次の損害については、賠償の責めを負わないものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第8条の2 <u>市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、あしや温泉の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</u></p>	<p>(入浴料等の還付)</p> <p>第5条の2 <u>既納の入浴料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(使用者の遵守義務)</p> <p>第6条 <u>使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) <u>あしや温泉内を著しく不潔にし、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p>(2) <u>他の使用者に迷惑をかけること。</u></p> <p>(3) <u>発火、引火又は爆発のおそれのある危険物をあしや温泉に持ち込まないこと。</u></p> <p>(4) <u>その他市長があしや温泉の管理上支障があると認める行為をしないこと。</u></p> <p>(市の免責)</p> <p>第8条 <u>市長は、あしや温泉内において生じた次の損害については、賠償の責めを負わないものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (省略)</p>

改正案	現 行
<p>2 <u>前項の規定により、指定管理者にあしや温泉の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u></p> <p>(1) <u>あしや温泉の使用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>あしや温泉の運営に関する業務</u></p> <p>(3) <u>あしや温泉の施設、設備等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理に関する業務のうち市長が特に必要と認める業務</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により、指定管理者にあしや温泉の管理を行わせる場合の第4条第2項、第6条、第8条の規定の適用については、第4条第2項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p>	